

生食発 1126 第 1 号
平成 30 年 11 月 26 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政省令の制定について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。)については、平成 30 年 6 月 13 日に公布され、同日付け生食発 0613 第 10 号「食品衛生法等の一部を改正する法律の公布について」により通知したところです。今般、この改正法の施行に関し、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成 30 年政令第 321 号)及び「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」(平成 30 年厚生労働省令第 133 号)が本日公布されました。その主な内容は下記のとおりですので、その運用に遺漏なきようお願い計りいただくようお願いします。

また、本内容等について、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

第 1 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令について

改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定※の施行期日を、平成 31 年 4 月 1 日とした。

※当該規定の主な内容

- (1) 国及び都道府県等は、食中毒患者等の広域にわたる発生等及び広域流通食品等に関する違反の防止のため、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

- (2) 厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を設けることができるものとする。
- (3) 国が定める監視指導の実施に関する指針及び都道府県等が定める都道府県等食品衛生監視指導計画は、国、都道府県等の関係機関の連携協力の確保に関する事項について定めるものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、緊急を要する場合において、(2)の広域連携協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めなければならないものとする。

第2 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令について

改正法による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条の3第1項の広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設けることとした。（平成31年4月1日施行）

以上